

第5章 市・市民・事業者の参加と協働

1 環境保全に関する啓発活動・情報提供

(1) いばらき環境フェアの開催

本市では、産業環境部を中心に各種関係機関、ボランティア団体等と協働して「いばらき環境フェア 2011」を開催しました。

- 【行事名】** いばらき環境フェア 2011
【実施日】 平成23(2011)年10月15日(土)・16日(日) 午前10時～午後4時
【場所】 茨木市市民総合センター(クリエイトセンター)
【テーマ】 省エネを「知って・学んで・実践する」今日からの省エネ生活！
【来場者】 約4,600人
【主な内容】

①センターホールイベント

- 「ていだかんかん～海とサンゴと小さな奇跡～」(映画上映)
- 「海賊戦隊ゴーカイジャーショー&写真撮影会」

②環境教育ボランティア市民講座

- ・「日本列島・いのち豊かな奇跡的大自然の秘密」
- ・「誰でもできるエコライフ・節電・節水方法」
- ・「フェルトづくり～毛刈り後の羊の毛を再利用～」
- ・「放射線と私たちの生活」

③観察会・見学会

- ・自然観察会(元茨木川周辺)

④展示・体験学習

- ・総合展示コーナー
- ・電気自動車の展示・試乗
- ・エコドライブ講習会
- ・市民団体活動報告
- ・自然工作教室
- ・企業参加コーナー
- ・親子エコ料理教室
- ・おもちゃ病院
- ・梅花女子大学茶道部による
野点 他



いばらき環境フェア

(2) 水質環境モニタリング事業の実施

河川に生息している水生生物の観察を通して、水質の状況を知り、水辺環境への関心を高める事を目的として、市内の小学生4～6年生の親子を対象として観察会を実施しています。平成23(2011)年度の実施概要は以下のとおりです。

【行事名】 親と子の水辺自然観察会

【実施日】 平成23(2011)年8月5日(金)

【場所】 茨木市役所本館6階会議室(降雨のため河川での観察会は中止)

【参加人数】 28人(13組)

【ボランティア参加人数】 5人

【講師】 社団法人 淡水生物研究所
理事 谷 幸三 氏

【内容】 講師から水質モニタリングを行う際の注意事項、水生生物の生活している場所、採取方法、水生生物の特徴などについてクイズ等を取り入れながら講義を行った。

(3) 安威川河川敷クリーンキャンペーン

7月の河川愛護月間の一環として親しみと潤いのある水辺空間創出のため、市民に親しまれている安威川河川敷の環境美化活動を行政と地域住民が一体となり、良好な水辺環境の保全と向上を図りました。平成23(2011)年度の実施概要は以下のとおりです。

【行事名】 安威川河川敷クリーンキャンペーン

【実施日】 平成23(2011)年7月21日

【場所】 安威川河川敷(三島橋～山科橋)

【参加人数】 約450人

【主な内容】 清掃活動

【ごみ収集量】 約300kg

(4) アドプト・リバー佐保川

地域に愛される河川づくりや地域の環境美化の推進を図ることを目的として佐保自治会が佐保川河川敷の清掃活動を実施しました。平成23(2011)年度の実施概要は以下のとおりです。

【実施日】 平成23(2011)年6月5日(日)

【場所】 佐保川(免山橋～馬場大橋)

【参加人数】 約150人

【主な内容】 清掃活動

(5) 水道週間に伴う啓発

【行事名】 平成23(2011)年度水道週間

【実施日】 平成23(2011)年10月15日(土)・16日(日) 午前10時～午後4時

【場所】 いばらき環境フェア2011 水の大切さ

【参加職員】 水道事業管理者、水道部職員 16人

【内容】 市民に水道に対する関心と理解を深めてもらうため水道を題材としたパネル展示や水道クイズを実施した。また、大阪広域水道企業団と共同で「利き水コーナー」を設置し、水道水とミネラルウォーターの飲み比べやアンケート調査、高度浄水処理水を配布するなど、水道水の安全性や飲みやすさをPRした。さらに、パッキン交換の実演を行い市民からの相談に応じた。

(6) 緑のカーテン市民モニター制度

本市では、身近に実践できる行動、体験を通じてヒートアイランド現象等の、環境問題への意識を高めていただくことを目的に、市民の方々等に自宅で「緑のカーテン」の育成に取り組んでいただく事業を行っています。平成 23（2011）年度は市民 52 人、事業者 3 団体、市立保育所 1 か所にモニターとして取り組んでいただきました。

(7) 各種環境啓発冊子の作成

市民が環境問題について理解と認識を深めていただくための教材として、冊子を作成し、啓発に活用しています。

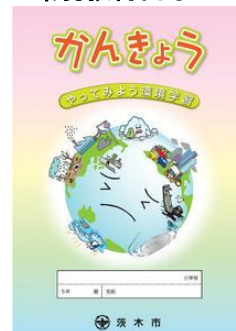
①「かんきょう」～やってみよう環境学習～

環境問題を学習する市内の小学校 4・5 年生を対象に、ごみの減量化やリサイクルの推進の必要性、環境の大切さを考えるための副読本として作成し、配布しています。平成 23（2011）年度は 3,200 部発行しました。

②「いばらき環境家計簿」

家庭で使用する電気・ガス・水道などの使用量やごみの排出量を記録し、二酸化炭素の排出量を算出することで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素が私たちの生活からどれだけ発生しているかを知り、排出量を減らす行動を実践していただくために、作成しています。

環境教育冊子



いばらき環境家計簿



2 学校における環境教育・学習の推進

(1) 小・中学校における環境教育の推進

環境教育においては、人間と環境の関わり等についての理解だけでなく、家庭・地域など身近なところで実践していく態度の育成が大切です。

小・中学校ではいろいろな教科や総合的な学習の時間で環境教育が進められています。

水・ごみ・川・公園など身近な地域の自然をテーマとした学習が多くの学校において進められています。また、生ごみ処理機を設置している 18 小学校では、学校の特色を活かし、生ごみを堆肥として活用する学習にも取り組んでいます。

(2) 外部人材等の支援を得た取組

外部人材の支援を受けた取組も進めています。

本市環境政策課、環境事業課の職員が学校を訪れ、ごみの減量や茨木の環境について、子どもたちへ話をする取組もしています。また、本市農林課の支援をうけ、自分たちで野菜を栽培し食べる活動（野菜バリバリ推進事業）を継続して実施しています。

さらに、さまざまな郊外の施設を活用した見学体験学習の実施や、教職員の研修も進めています。

(3) 教職員研修の実施

幼・小・中学校の教職員に対して、茨木市教育センターや大阪府教育センターにおいて環境教育に関する研修会を実施しています。

(4) 各種環境関連事業への参加

環境教育の推進のために、関係部課・機関と連携し、関連事業への参加を進めています。
本市環境政策課
・茨木市環境教育ボランティアの活用

3 社会における環境教育・学習の推進

(1) 生涯学習センターきらめきの機能

平成 16 (2004) 年 12 月にオープンした生涯学習センターきらめきは、市民の生涯学習の中核を担うセンター機能と中央公民館機能をもった施設で、建物の屋上部分には、自然エネルギーを活用した太陽光発電のソーラーパネル、空調関係では、夜間電気を利用した夜間氷蓄熱設備を設置しているほか、ヒートアイランド対策と快適環境創造のための屋上及び壁面緑化を行っています。

さらに、雨水を利用した中水活用のための雨水貯水槽の設置や雨水の適正な地下浸透を図るための透水性アスファルト舗装など、「水循環」にも配慮した環境にやさしい施設で、環境学習にも利用できます。

(2) 青少年野外活動センターにおける環境教育・学習

青少年野外活動センターは、昭和 50 (1975) 年に青少年が自然と親しみながら規律ある集団生活をおし、明日への夢と希望を育み青少年の健全な育成を図る施設として開設しました。本市の最北銭原に位置し、標高は約 500m のなだらかな地形で総敷地面積約 38 万㎡のキャンプ場です。自然環境としては、さまざまな樹木や植物も豊富で、野ウサギなどの動物も生息しています。その他キジなどの野鳥も多く、豊かな自然を育んだ環境を有しています。この自然により多くの市民に親んでもらうため、入口近くの見立ダム周辺を中心にしたピクニックエリアを平成 14 (2002) 年 5 月から開設しています。

4 環境教育・学習への支援

近年、環境問題への関心が高まるにつれて、学校や市民や各種団体から市に対し、環境教育への支援要請が多くなっています。

そこで、本市環境政策課では本市教育委員会や茨木市環境教育ボランティアの方と連携して、各学校・各種団体等へ本市職員や講師の派遣など、環境学習のための各種支援を行っています。

(1) 環境教育ボランティア制度

平成 23 (2011) 年度における環境学習支援は、小・中学生の環境政策課、環境保全課来庁に対する窓口での対応実施のほか、次のとおり茨木市環境教育ボランティアによる環境教育支援を実施しています。

茨木市環境教育ボランティアとは、地域における環境保全活動を推進し、環境問題に関する学習会、研修会、観察会等の開催を求める市民に対して、技術的支援やその他の支援をしていただくことを目的に創設した制度の登録者です。

平成 13 (2001) 年 8 月から、「茨木市環境教育ボランティア登録制度実施要綱」に基づき登録を開始し、平成 23 (2011) 年度末現在の登録者数は、40 人でした。

前年度に引き続き、この制度をより多くの市民の方に活用していただけるよう、環境教育ボランティアによるプログラムメニューをとりまとめた「環境学習メニュー」一覧表を作成しました。

平成 23 (2011) 年度は 1 回発行し、本市窓口、各図書館、公民館等に設置しました。

また、今後の活動など制度の充実と登録者相互の情報交換を図るために、環境教育ボランティアの方々に「茨木市環境教育ボランティア連絡会」が平成 16 (2004) 年 6 月に設置され、幹事会、4 部会

(自然観察部会・自然保護部会・生活環境部会・地球環境部会)を中心に、環境フェアへの参画をはじめ、様々な取組が行われています。

平成 23 (2011) 年度の環境教育支援(派遣)件数は、のべ 78 人でした。

なお、平成 23 (2011) 年度は、「茨木市環境教育ボランティア登録制度実施要綱」第 13 に基づく環境教育ボランティア対象の研修会を下記のとおり実施しました。

【実施日】 平成 24 (2012) 年 3 月 22 日(木)

【テーマ】 「つながりに気づき、つながりを築く環境教育ボランティア」

【講師】 環境レイカーズ 代表 島川 武治 氏

(2) 市民環境学習講座の開催

市民の環境に関する知識及び意識の向上を図り、自発的な環境学習へのきっかけづくりとすることを目的に、テーマを設定した市民講座を開催しています。平成 23 (2011) 年度の概要は以下のとおりです。

【実施日】 平成 23 (2011) 年 11 月 5 日(土)

【テーマ】 私たちの暮らしとエネルギー

【講師】 大阪ガス(株)エネルギー・文化研究所 顧問 濱 恵介 氏

(3) こどもエコクラブへの支援

こどもエコクラブとは、環境省が平成 7 (1995) 年 6 月から実施している幼児から高校生の子どもを対象とした環境活動・学習の支援事業です。

その目的は、次世代を担うこどもたちが豊かな環境を守るために、主体的に様々な環境学習・活動の体験を積み重ねながら、環境の大切さについて学ぶこと、そしてより一層の関心と理解を深め、問題解決力を養い、将来にわたり持続可能な社会を実現することにあります。

本市では、環境政策課が事務局となり、各クラブと全国事務局(財団法人日本環境協会)及び大阪府事務局との仲介役を担っています。

(4) 本市教育センターの環境教育支援活動

本市教育センターでは小・中学校にむけて、環境教育関連の授業支援を行ったり、インターネット・教育用イントラネットに環境関連コンテンツを掲載したりするなど、市内小・中学校の環境教育を支援しています。

①授業支援

環境調査を取り入れた環境教育を実施する学校に対し、各種情報提供の他、窒素酸化物濃度の簡易測定機材や試薬等を貸出・調合し、要請に応じて総合的な学習の時間に出前授業を行っています。また、校区や地域の環境調査、生物観察等についての問い合わせに対応するなど、市内小・中学校の環境教育を支援しています。

②Web サイト「茨木の自然」

教育センター・理科教育部門所委員会の活動のひとつとして、平成 13 (2001) 年度からインターネット Web サイト「茨木の自然」を開設しています。教育センター職員や市内教員がフィールドワークで撮影した草花、微生物、小動物、安威川流域の野鳥などの画像・動画とその解説、市民の方々より提供いただいた植物調査報告を Web 化したものなど掲載し、子どもたちが本市の豊かな自然の事柄に慣れ親しむきっかけとなるようなサイトをめざしています。

③教育用イントラネットによる支援

教育センター職員や市内教員が安威川の下流から上流までを取材した「安威川探検」、小学校で取り組まれた「セミの観察会」などの映像資料をWeb化し、植物や虫、野鳥など自然環境に目を向ける教材をデジタルコンテンツとして作成・収集してきました。これら本市に特化した十数点の教材は市内教育用イントラネット「茨木市教育情報ネットワーク」に掲載し、小・中学校のパソコンで閲覧できるようにしています。

④その他

市内小学3年～6年生を対象に毎月第2土曜日に開催している科学教室で、自然環境やエネルギーに関するテーマも取り上げています。平成23(2011)年度では、「水蒸気の働き」、「植物の働き」「私たちと水」などのテーマで実験・観察を行い、水の大切さ、植物の働きなどについて取り扱っています。また小中学校の職員室に教員1人1台の校務用パソコンを整備し、校務の情報化を推進しています。これに伴い紙資源の節減も呼びかけ、学校内や学校と教育委員会間での紙の使用を低減し、効率的で低炭素社会に対応できる学校経営をめざしています。

5 まちの美化対策

(1) 美化活動

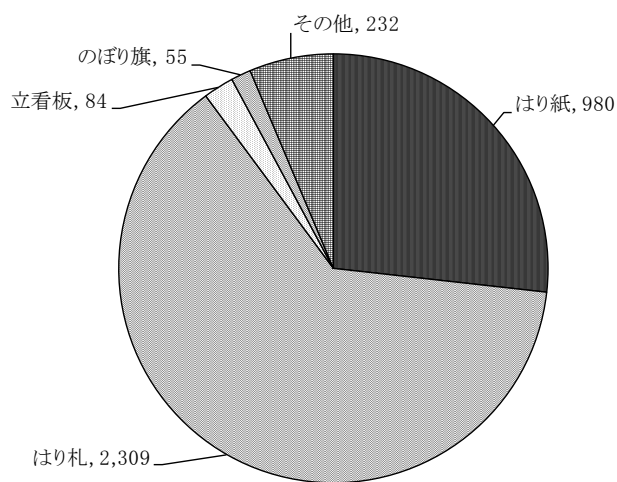
【講じた施策】

本市では空き缶などの散乱ごみ対策と不法屋外広告物に照準をあて、市民と一体となった環境美化運動の組織づくりの機会をうかがっていた時期、単位自治会からの不法広告物追放要望に呼応し、昭和56(1981)年4月10日に本市を含む関係団体で「茨木市不法屋外広告物等撤去対策協議会」を設立しました。活動内容は、次のとおりです。

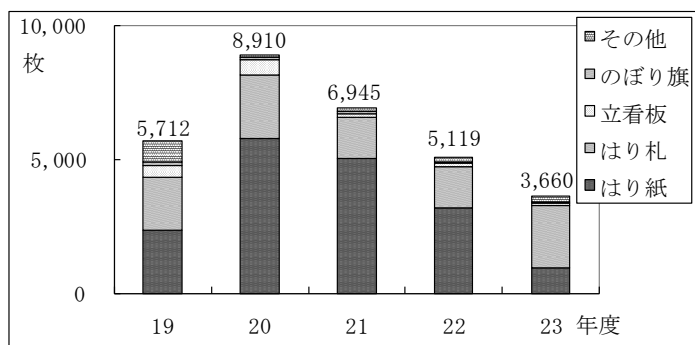
- ・パトロール活動の強化
- ・不法広告物掲出者に対する自粛の呼びかけと警告
- ・電柱巻付シート等の実施促進の要請
- ・不法広告物等の防止啓発活動
- ・地域環境美化の協力要請
- ・空き缶などのポイ捨てと不法広告物の一斉美化活動

平成23(2011)年度は不法広告物を3,660枚撤去しました。

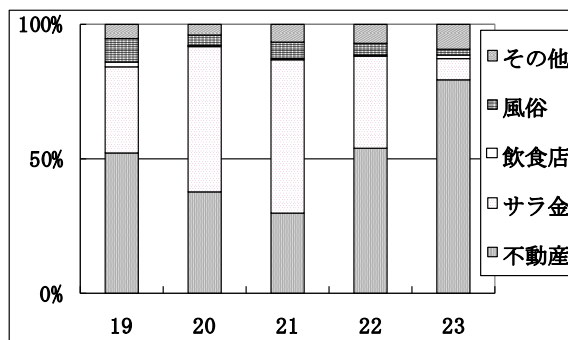
不法広告物撤去状況 (単位：数)



年度別撤去実績



年度別掲出業種傾向



(2) ごみの散乱防止

【講じた施策】

空き缶等のポイ捨ては一人ひとりのモラルの問題ですが、特に散乱ごみを対象とした防止対策の一つとして「茨木市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」を制定し、平成 11 (1999) 年 6 月 1 日から施行しました。

また、まちの美化対策の一環、さらには衛生上の観点から平成 14 (2002) 年 6 月からカラスや猫によるごみ置場のごみの散乱を防止するため、「防鳥ネット」の貸与を開始しました。

平成 23 (2011) 年度は 472 枚の防鳥ネットを貸与しました。

空き缶等のポイ捨て防止条例の概要

ポイ捨ては禁止です

空き缶、空きびん、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす等を道路、公園、河川、水路等に捨ててはいけません。

それぞれの責務

(市)

空き缶等のポイ捨て及び散乱の防止に必要な施策を実施する。

(市民)

屋外で自ら生じさせた空き缶等の回収容器への収納や持ち帰り等に努める。

(事業者)

空き缶等のポイ捨て及び散乱を防止するため、消費者の意識啓発と空き缶等の再生利用の促進に努めるとともに飲食物の自動販売機に容器の回収容器を設置する。



(3) 不法投棄防止

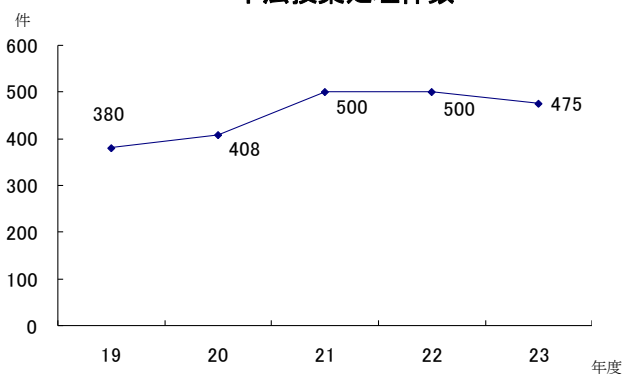
【講じた施策】

本市の北部は、北摂山地の一部に位置しており、市域の半分を占めています。近頃では、山間部への建設廃材や単車、自動車、その他廃棄物の不法投棄が多く見受けられます。

これらに対処するため関係課との合同定期パトロールを実施し、未然防止を目的として、状況把握と早期発見に努め、土地の管理者に適正管理を促しています。また、公共施設にあっては施設管理者と共同して発見次第撤去するように努め、併せて不法投棄防止立札を設置し、不法投棄防止に力を注いでいます。

平成 23 (2011) 年度は不法投棄を 475 件発見し、159,050kg を処理しました。

不法投棄処理件数



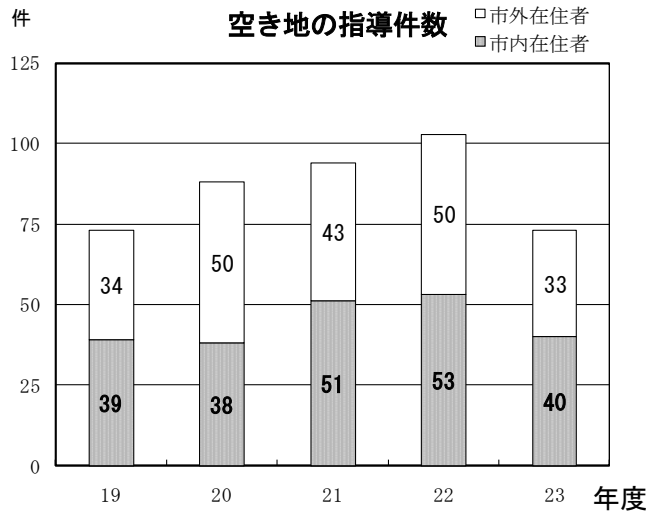
(4) 空き地の管理

【講じた施策】

本市は、良好な住環境を維持するため、空き地の適正管理についての文書を毎年度当初に、一部の土地所有者又は管理者に対して発送しています。

その後も管理不十分な空き地については、土地所有者又は管理者に対して、文書、訪問、電話での指導をとおして、適正管理に努めていただくよう要望しています。

平成 23 (2011) 年度は、空き地の管理指導を 73 件 (指導面積 27,482 ㎡) 行いました。



(5) 路上喫煙対策

【現状】

「路上喫煙」とは、道路や公園などの屋外の公共の場所において喫煙し、または火のついたたばこを持つことをいいます。

公共施設の屋内については、「健康増進法」第 25 条の規定に従い、一定の取組が行われています。しかし、これまでも、様々な方から路上喫煙について制限して欲しいとの、苦情や要望が寄せられていました。

【講じた施策】

① 茨木市路上喫煙の防止に関する条例の施行

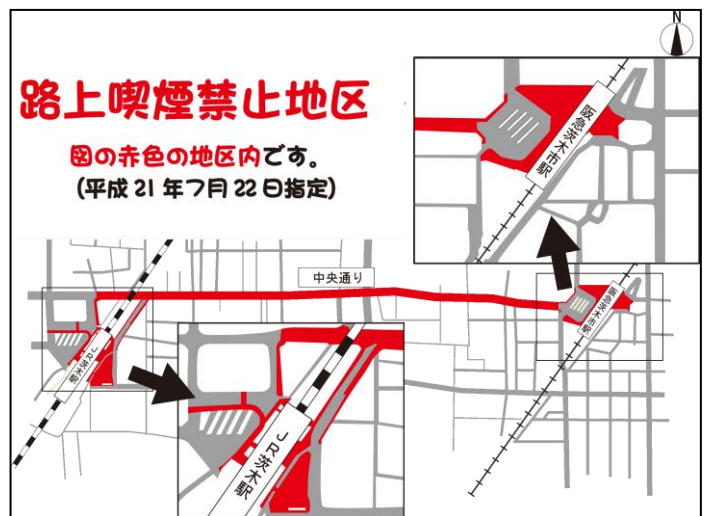
ア 条例の施行

周りに迷惑をかける路上喫煙を市域からなくし、安全に健康という観点を加えた生活環境を確保することを目的として、平成 21 (2009) 年 4 月 1 日から「茨木市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。この条例は、あくまで路上喫煙のみを規制の対象としており、全ての喫煙行為について市が関与するものではありません。

イ 禁止地区の指定と罰則

平成 21 (2009) 年 7 月 22 日から、J R 茨木・阪急茨木市両駅前広場、両駅を結ぶ府道枚方茨木線 (中央通り) の区域を路上喫煙禁止地区に指定し、平成 21 年 10 月 1 日から、路上喫煙禁止地区内での路上喫煙は、罰則 (1,000 円の過料) の対象となりました。禁止地区の周知のため、阪急茨木市駅・J R 茨木駅前に標識板を設置し、禁止地区内の 92 地点には路面標示シールの貼り付けを行いました。

路上喫煙禁止地区MAP



②啓発活動

ア マナー推進員による巡回指導

・シルバー人材センターに委託

【配置人数】

各日 2名

【実施日及び時間帯】

平成 23 (2011) 年 4 月 1 日から平成 24 (2012) 年 3 月 31 日
 朝 午前 7 時 30 分から午前 9 時 30 分
 夕 午後 4 時 00 分から午後 6 時 00 分



周知標示板



路面標示シール

イ 吸わ3Day

平成 21 (2009) 年 10 月から 3 のつく日は、職員による巡回指導・キャンペーンを実施

ウ イベントにおける啓発

イベント名	日時	内容
茨木フェスティバル	平成23年 7月30日 (土)・31日 (日)	啓発うちの配布
いばらき環境フェア	平成23年10月15日 (土)・16日 (日)	パネル展示・啓発グッズの配布
障害者の手作り作品展示会	平成23年12月 5日 (月)	パネル展示・啓発グッズの配布
成人祭	平成24年 1月 9日 (月)	啓発ティッシュの配布

エ 横断幕の設置

駅前駐輪場および商店街へ、啓発のため横断幕を設置しました。設置場所は以下のとおりです。

【駅前駐輪場】 JR茨木駅、阪急茨木市駅、モノレール各駅

【商店街】 JR駅前商店街、阪急本通商店街、心斎橋商店街



JR茨木駅前駐輪場



阪急本通商店街

③実態調査

ア 定点調査

市内の路上喫煙の実態を把握するため、朝 (7時30分~9時)・昼 (11時30分~13時)・午後 (14時30分~16時)・夕方 (18時30分~20時) の4時間帯ごとに、通行者数や路上喫煙者数などを計測する、定点調査を行いました。

平成 23 (2011) 年度は市内の 10 地点において、あわせて 3 回の調査を行いました。

定点調査結果概要 (10 地点合計)

調査日	総通行量	喫煙者数	喫煙率
平成23年7月26日	51,663人	199人	0.4%
平成23年10月28日	57,248人	209人	0.4%
平成24年1月24日	52,790人	240人	0.5%

(6) イエローカード作戦

【現状】

一部のマナーの悪い飼い主により放置された犬のふんが問題となっており、イエローカード見本
生活環境への被害について苦情が寄せられていました。

【講じた施策】

地域の方々に協力していただく、イエローカード作戦を始めました。イエローカード作戦とは、放置されているふんを見つけたら、その横にカードを設置し、常習的にふんを放置する飼い主の意識に働きかけ、マナー意識の向上を訴えるとともに、ふんの放置をなくすことを目的としています。

平成 22 (2010) 年 7 月に実施後、平成 24 (2012) 年 3 月末までに 84 団体の方々に取り組みをしていただきました。アンケート調査では効果があった、また、継続した取り組みが重要という意見がありました。



6 事業者組織の構築に向けて

(1) 環境管理制度の普及

本市では平成 19 (2007) 年度から新規に環境管理制度に取り組む中小規模の事業所に対し、金銭的及び情報面での支援を行っています。補助の概要及び説明会の案内の送付に加え、平成 21 (2009) 年度はアンケートの実施、平成 22 (2010) 年度は説明会の開催を行いました。

7 環境保全に関する補助制度

(1) 公害防止施設整備資金融資利子補助

本市では、「茨木市中小企業振興資金融資制度」に基づき、公害防止に係る一定の条件を備えた中小企業の負担を軽減するため、「公害防止施設整備資金融資利子補助制度」により利子補給の補助を行っています。

【補助対象】 「茨木市中小企業振興資金融資」を受け、その資金使途が公害防止施設の設置又は改善のためであり、なおかつ「公害防止施設整備計画」が認定されたもの。

【補助期間】 融資を受けた日から貸し付け条件による完済日まで

【補助額】 融資残高につき年 5%以内

(2) 太陽光発電システム設置事業補助

本市では「茨木市住宅用太陽光発電システム設置事業補助要綱」に基づき、平成 16 年度から補助を実施しています。平成 23 (2011) 年度は平成 23 (2011) 年 4 月 1 日から 12 月 16 日まで補助を行いました。

【補助対象】 市域内に自ら居住する住宅に平成 22 (2010) 年度又は平成 23 (2011) 年度に太陽光発電システムを設置された方。

【補助額】 1kW あたり 30,000 円とし、4kW まで補助。

【補助件数】 265 件

【交付額】 26,863,000 円

(3) 茨木市地球温暖化防止設備導入事業補助

本市では、平成 22 (2010) 年度から (平成 23 (2011) 年度までの 2 か年限定) 地域の低炭素化を推進する取組を支援するために国から交付された補助金を造成した「茨木市グリーンニューディール基金」を活用して、市内の中小規模の事業者を対象に、新たに地球温暖化防止に資する設備を複数導入した場合、それに要した経費の一部を補助しています。

- 【補助対象】 市内に事業所を有し、中小企業基本法第 2 条に定める中小企業者等
- 【補助額】 補助対象経費に 5 / 9 を乗じて得た額 (上限 250 万円)
- 【補助件数】 23 件
- 【交付額】 24,995,000 円

(4) 環境管理制度認証取得事業補助

事業者に対する環境管理制度の普及策の一つとして、市内の中小規模の事業者に対して、平成 19 (2007) 年度から ISO14001・KES (環境マネジメントシステム・スタンダード)・EA21 (エコアクション 21)・エコステージの認証取得に対する補助制度を実施しています。

- 【補助対象】 市内に事業所(事務所)を有し、中小企業基本法第 2 条に定める中小企業等で、この要綱に基づき、過去に補助金の交付を受けていない事業者。
- 【補助対象経費】 審査登録手数料
環境管理制度の認証を取得するためにコンサルタントに支払った経費
環境管理制度の認証を取得するための従業員教育のために支払った受講料又は講師謝礼金
認証取得に関係する図書購入費
- 【補助額】 ISO14001 補助対象経費に 1/2 を乗じて得た額 (上限 500,000 円)
KES・EA21・エコステージ 補助対象経費に 1/2 を乗じて得た額 (上限 200,000 円)

8 地域活動における市民参加と活動支援

(1) ワークショップ方式による公園づくり

平成 12 (2000) 年度から、住民参加で協働 (ワークショップ方式) による新しい公園づくりを「北春日丘公園」で実施し、6 回のワークショップで考えた公園の青写真を基に整備工事を進め、平成 13 (2001) 年 8 月に住民参加による新しい公園が誕生しました。

平成 14 (2002) 年度は、北春日丘公園の利用、維持管理について月 1 回のペースで地元住民とワークショップを実施しました。

平成 15 (2003) 年度は、国文 5 号公園 (あさぎ里山公園) で、里山を保全・活用するボランティアを育成するため、数回のワークショップ (ツツジ観察会、里山ハイクと果実酒づくり等) を都市公団等と協同で実施しました。

平成 17 (2005) 年度の地域活動への市民参加と活動支援は、次のとおりです。

- ・あさぎ里山公園で、春の植物観察会や夏のカブト虫 (探し)、冬のリースづくり等、数回のワークショップを実施しました。
- ・児童遊園などへの市民の自主的な清掃活動に対し、清掃用具やポリ袋などを貸与し、活動をサポートしました。
- ・公園・緑地の管理や街路樹の水やり等のボランティア活動をしていただく「グリーンボランティア」を募集し、清掃用具とともにグリーンボランティアであることが分かる腕章と帽子を希望者に提供しました。

平成 18 (2006) 年度は、前年度ワークショップを実施したあさぎ里山公園について、地域ボランティア「彩都里山サークル」と、地域に愛されるきれいな公園づくりや、地域の環境美化の推進を図ることを目的として協議を重ね、清掃美化の協定書を締結するに至りました。

また、公園等の美化活動に関する協定書を、平成 20 (2008) 年度には 2 団体、平成 21 (2009) 年度には 6 団体、平成 22 (2010) 年度には 1 団体と締結しました。

(2) 茨木市住みよいまちづくり協議会における関連事項について

①年末市内一斉清掃の実施

昭和 46 (1971) 年に発足して以来、「自分たちのまちは、自分たちの手で美しく」と市民憲章の「環境をととのえて美しいまちをつくりましょう」をモットーに、本市を美しいまちにしようと毎年「年末市内一斉清掃」を実施しています。平成 23 (2011) 年度の概要は以下のとおりです。

【実施日】平成 23 (2011) 年 12 月 4 日 (日)

【実施場所】市内全域

【ごみの量】約 70.2 t (収集車両延べ 41 台)

②清掃活動補助制度

構成団体などが実施した清掃活動に対して、補助金を交付して支援しています。平成 23 (2011) 年度の概要は以下のとおりです。

【申請件数】90 件

【補助金額】263,410 円

③くらしの中の花と緑のコンクールの実施及び草花苗の配布

緑いっぱいをまちをめざし、緑化推進運動を行っています。この緑化推進運動の一環として、一年中を通して玄関先を花でいっぱいにし、道行く人をなごませている事例を広く募集し、表彰状を贈呈しています。平成 23 (2011) 年度の概要は以下のとおりです。

【応募期間】随時

【表彰状】推薦 5 件 (内 表彰状 4 件)

【草花苗】ベゴニア 420 株

(総会時) サルビア 420 株

ペチュニア 420 株

3 株 1 セットで配布

④善行者表彰の実施

市民生活に身近な善行事績として、地域内の美化や緑化など、住みよいまちづくりに向け、他の模範となるべき奉仕活動を実践されている方々に、その尊い行為を讃え、表彰状・感謝状を贈呈しています。平成 23 (2011) 年度の概要は以下のとおりです。

- ・推薦 個人 11 名 (内 表彰状 6 人)
団体 3 団体 (内 感謝状 2 団体)

⑤機関紙「まちづくりの友」の発行

まちづくり協議会の各部会の事業計画や報告及びモラル・啓発などについて広く市民の方に情報発信しています。平成23（2011）年度の概要は以下のとおりです。

【発行部数】 各8,300部（年2回）

【配布先】 協議会構成団体

（3）市民団体による環境保全活動と活動支援

市民の環境保全意識を高め、市民と協働して市域の環境をより良いものにするために、本市では環境市民団体に業務委託を行いました。これを受けて環境市民団体は、「いばらき環境家計簿」の普及啓発をはじめとする市民の環境意識向上のための事業を実施しました。平成23（2011）年度の概要は以下のとおりです。

【事業名】 環境家計簿普及促進事業

【実施時期】 平成23（2011）年7月～平成24（2012）年3月

【事業主催団体】 「環境を考える市民ネットワークいばらき」

- ・茨木市消費者協会
- ・茨木市中央生活学校
- ・NPO法人 nature works
- ・大阪友の会北摂方面
- ・北摂ビジネスライブの会 環境チーム
- ・NPO法人 素材探検隊

【事業内容】

① 親子でクレヨンハンカチワークショップ事業

- ・実施日：平成23（2011）年7月31日（日）
- 参加者：29名

② 自然楽学会 in 大正川事業

- ・実施日：平成23（2011）年8月21日（日）
- 参加者：95人

③ エコ布ぞうり講習会事業

- ・実施日：平成23（2011）年9月24日（土）、10月1日（土）
- 参加者：50人

④ 竹細工教室事業

- ・実施日：平成23（2011）年9月17日（土）
- 場 所：畑田小学校
- 参加者：32人
- ・実施日：平成24（2012）年2月11日（土）
- 場 所：水尾小学校
- 参加者：9人

⑤ エコ料理教室（お正月料理）事業

- ・実施日：平成23（2011）年12月14日（水）
- 参加者：22人

⑥ 子ども向け環境教育ツール作成事業

- ・作成部数：1,000部

(4) 市民団体との協働－環境フェア参加団体

本市では、市民(市民団体)との協働を促進するために、環境フェア等の啓発活動において市民団体の積極的な参画・参加を促進しています。平成 23 (2011) 年度に「いばらき環境フェア」に参加していただいた市民団体は次のとおりです。(申込順)

- ・茨木市自然保護研究会
- ・NPO 法人 コンパス トウキョウ ジャパン茨木支部
- ・茨木ふるさとの森林^{もり}づくり隊
- ・西河原ヒメボタルの会
- ・NPO 法人 nature works
- ・人を自然に近づける川^{かわ}いい会
- ・茨木グリーンクラブ
- ・大阪友の会 北摂方面
- ・茨木市消費者協会
- ・茨木市中央生活学校
- ・環境を考える市民ネットワークいばらき
- ・NPO 法人 素材探検隊
- ・車作里山倶楽部